六の二　退院時共同指導料１及び退院時共同指導料２を二回算定できる疾病等の患者
　別表第三の一の三に掲げる患者
六の二の二　退院時共同指導料１の注２に規定する別に厚生労働大臣が定める特別な管理を要する状態等にある患者
　別表第八に掲げる者
六の二の二の二　特別管理加算の施設基準
(1)　障害者歯科治療に従事する歯科医師が配置されていること。
(2)　障害者歯科治療を行うにつき十分な設備及び体制が整備されていること。
六の二の三　小児口腔機能管理料の注５に規定する口腔管理体制強化加算の施設基準
(1)　保険医療機関である歯科診療所であること。
(2)　歯科医師が複数名配置されていること又は歯科医師及び歯科衛生士がそれぞれ一名以上配置されていること。
(3)　歯科疾患の重症化予防に関する継続的な管理の実績があること。
(4)　口腔機能管理に関する実績があること。
(5)　次のいずれかに該当すること。
イ　歯科訪問診療料を算定していること。
ロ　在宅療養支援歯科診療所１、在宅療養支援歯科診療所２又は在宅療養支援歯科病院との連携の実績があること。
ハ　在宅歯科医療に係る連携体制が確保されていること。
(6)　歯科疾患の継続管理等に係る適切な研修を受けた常勤の歯科医師が一名以上配置されていること。
(7)　緊急時の対応を行うにつき必要な体制が整備されていること。
(8)　当該地域において、保険医療機関、介護・福祉施設等と連携していること。
(9)　医療安全対策につき十分な体制が整備されていること。
六の二の三の二　口腔機能実地指導料の施設基準
(1)　口腔機能の指導等に係る適切な研修を受けた歯科衛生士が一名以上配置されていること。
(2)　歯科衛生士が口腔機能の指導を行うための設備及び体制を有していること。
六の二の四　歯科治療時医療管理料の施設基準
(1)　当該療養を行うにつき、十分な経験を有する常勤の歯科医師により、治療前、治療中及び治療後における当該患者の全身状態を管理する体制が整備されていること。
(2)　歯科医師が複数名配置されていること又は歯科医師が一名以上かつ歯科衛生士若しくは看護師が一名以上配置されていること。
(3)　当該患者の全身状態の管理を行うにつき十分な装置・器具を有していること。
(4)　緊急時に円滑な対応ができるよう、別の保険医療機関との連携体制（病院である医科歯科併設の保険医療機関（歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関をいう。以下同じ。）にあっては、当該保険医療機関の医科診療科との連携体制）が確保されていること。
六の二の五　小児口腔機能管理料の注７、口腔機能管理料の注７及び歯科特定疾患療養管理料の注５に規定する施設基準
　情報通信機器を用いた歯科診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。
六の二の六　歯科遠隔連携診療料の施設基準等
(1)　歯科遠隔連携診療料の施設基準
　情報通信機器を用いた歯科診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。
(2)　歯科遠隔連携診療料の対象患者
　次のいずれかに該当すること。
イ　口腔領域の悪性新生物の術後の経過観察等の専門的な医療を必要とする患者
ロ　口腔軟組織の疾患（難治性のものに限る。）又は薬剤関連顎骨壊死の経過観察等の専門的な医療を必要とする患者
ハ　顎変形症に伴う顎離断等の術後の経過観察等の専門的な医療を必要とする患者
六の三　在宅療養支援歯科診療所の施設基準
(1)　在宅療養支援歯科診療所１の施設基準
イ　保険医療機関である歯科診療所であって、歯科訪問診療に関する実績を有すること。
ロ　高齢者の口腔機能管理に係る研修を受けた常勤の歯科医師が一名以上配置されていること。
ハ　歯科衛生士が一名以上配置されていること。
ニ　当該保険医療機関が歯科訪問診療を行う患者に対し、患家の求めに応じて、迅速な歯科訪問診療が可能な体制を確保し、歯科訪問診療を担う担当歯科医の氏名、診療可能日等を、文書により患家に提供していること。
ホ　在宅歯科診療に係る後方支援の機能を有する別の保険医療機関との連携体制が確保されていること。
ヘ　定期的に、在宅患者等の口腔機能管理を行っている患者数等を地方厚生局長等に報告していること。
ト　当該地域において、保険医療機関、介護・福祉施設等との十分な連携の実績があること。
チ　主として歯科訪問診療を実施する診療所にあっては、次のいずれにも該当するものであること。
①　当該診療所で行われる歯科訪問診療の患者のうち、六割以上が歯科訪問診療１を実施していること。
②　在宅歯科医療を担当する常勤の歯科医師が配置されていること。
③　直近一年間に五つ以上の病院又は診療所から、文書による紹介を受けて歯科訪問診療を開始した実績があること。
④　在宅歯科医療を行うにつき十分な機器を有していること。
⑤　歯科訪問診療における処置等の実施について相当の実績を有すること。
(2)　在宅療養支援歯科診療所２の施設基準
イ　(1)のイからヘまで及びチに該当するものであること。
ロ　当該地域において、保険医療機関、介護・福祉施設等との必要な連携の実績があること。
六の四　在宅療養支援歯科病院の施設基準
(1)　保険医療機関である歯科診療を行う病院であって、歯科訪問診療又は在宅歯科診療に係る後方支援に関する実績を有していること。
(2)　高齢者の口腔機能管理に係る研修を受けた常勤の歯科医師が一名以上配置されていること。
(3)　歯科衛生士が一名以上配置されていること。
(4)　在宅歯科診療に係る後方支援の機能を有していること。
(5)　定期的に、在宅患者等の口腔機能管理を行っている患者数等を地方厚生局長等に報告していること。
(6)　当該地域において、保険医療機関、介護・福祉施設等との十分な連携の実績があること。